

(平成23年1月13日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認岡山地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 6件

厚生年金関係 6件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 11件

国民年金関係 4件

厚生年金関係 7件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成11年1月1日から同年8月1日までについて、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における同期間の標準報酬月額に係る記録を、同年1月から同年4月までは32万円に、同年5月及び同年6月は34万円に、同年7月は32万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年5月1日から11年8月1日まで
平成8年3月からA社で現場監督として働いており、給与明細書のとおり月額31万円から33万円ぐらいの給与をもらっていた。
しかし、ねんきん定期便によると、標準報酬月額が20万円となっている上、10年12月から退職する11年7月までの8か月間は9万8,000円となっており、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る標準報酬月額については、申立期間のうち、平成11年1月1日から同年4月1日までの期間及び同年5月1日から同年6月1日までの期間は、その所持する給与明細書に記載されている厚生年金保険料の控除額及び報酬月額から、同年4月1日から同年5月1日までの期間及び同年6月1日から同年8月1日までの期間は、その前後の月に係る給与明細書に記載されている厚生年金保険料の控除額及び平成12年度所得・課税証明書に記載されている社会保険料額から推認し、平成11年1月から同年4月を32万円に、同年5月及び同年6月を34万円に、同年7月を32万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主から回答を得ることができず、

これを推認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを推認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間の標準報酬月額のうち、平成8年5月から10年12月までについては、市県民税課税台帳等の資料が無く、申立人の報酬月額及び厚生年金保険料の控除額を推認することができない上、オンライン記録において、申立人の標準報酬月額が遡って訂正された形跡も見当たらず、ほかに申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を控除されていたことを推認できる関連資料等は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、上記期間について、申立人が厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における平成14年12月から15年8月までの標準報酬月額に係る記録を、20万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立期間の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和51年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成14年12月1日から15年9月1日まで

厚生年金保険の被保険者記録を確認したところ、A社に勤務していた期間の標準報酬月額が、給与明細書に記載されている給与月額に比べて低い額となっているので、これを訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であり、記録の訂正を行う場合は、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人に係る平成14年12月から15年8月までの標準報酬月額については、その所持する給与明細書に記載されている厚生年金保険料の控除額から、20万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立てに係る報酬月額の届出を社会保険事務所（当時）に対し誤って提出し、また、申立期間に係る厚生年金保険料についても過少な納付であったと認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険の被保険者記録は、資格取得日が平成8年4月1日、資格喪失日が同年7月1日とされ、この期間のうち、同年6月30日から同年7月1日までは、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、この記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同事業所における資格喪失日を同年7月1日に訂正し、同年6月の標準報酬月額を59万円とすることが妥当である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年6月30日から同年7月1日まで

A社において平成8年4月1日から同年6月30日まで医師として勤務していたが、同社の事務担当者が厚生年金保険被保険者資格の喪失日を誤って届け出たため、同年6月分の被保険者記録が無い。

上記事業所は、平成21年11月16日に社会保険事務所（当時）に対し、資格喪失日を8年7月1日に訂正する届出を行ったが、厚生年金保険の給付に反映されないため、被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る申立ての事業所における厚生年金保険の被保険者記録は、事業主からの訂正届により、被保険者資格の取得日が平成8年4月1日、喪失日が同年7月1日とされ、この期間のうち、同年6月30日から同年7月1日までは、厚生年金保険法第75条本文の規定により年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されている。

しかしながら、申立てに係る事業所からの回答及び証明書から、申立人は、同事業所に平成8年6月30日まで継続して勤務し、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立人に係る申立期間の標準報酬月額については、オンライン記録（平成8年5月の標準報酬月額）から、59万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立人の資格喪失に係る届出書を社会保険事務所に誤って提出し、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に訂正の届出書を提出し、申立期間の厚生年金保険料を納付していないと認めていることから、社会保険事務所は申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和43年1月1日から44年10月1日までの期間及び47年5月1日から同年7月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における同期間の標準報酬月額に係る記録を43年1月から同年10月までは2万6,000円に、同年11月から44年9月までは2万8,000円に、47年5月及び同年6月は3万9,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年3月27日から48年2月10日まで

ねんきん定期便に記録されているA社における標準報酬月額については、給与支払明細書に記載されている給与月額及び厚生年金保険料の控除額よりも低くなっており、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であり、記録の訂正等を行う場合は、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

2 したがって、申立人に係る標準報酬月額については、申立期間のうち、昭和43年1月1日から44年10月1日までの期間及び47年5月1日から同年7月1日までの期間については、その所持する給与明細書に記載され

ている厚生年金保険料の控除額から、43年1月から同年10月までを2万6,000円に、同年11月から44年9月までを2万8,000円に、47年5月及び同年6月を3万9,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、不明としており、ほかに推認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを推認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

- 3 一方、申立期間の標準報酬月額のうち、i) 昭和45年10月については、社会保険庁（当時）が記録する標準報酬月額は、申立人が所持する給与明細書に記載されている厚生年金保険料の額に見合う標準報酬月額を超えていることから、ii) 44年11月から45年5月までの期間、同年7月から同年9月までの期間、同年11月から46年11月までの期間、47年7月から同年9月までの期間、同年11月及び48年1月については、社会保険庁が記録する標準報酬月額は、同給与明細書に記載されている厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額と一致することから、いずれの期間においても当該記録を訂正する必要は認められない。

また、昭和38年3月から42年12月までの期間、44年10月、45年6月、46年12月から47年4月までの期間、同年10月及び同年12月については、申立人は給与明細書等の資料を所持しておらず、事業主は、「申立期間当時の書類は無く、申立てに係る標準報酬月額等については分からない。」としており、ほかに上記期間の厚生年金保険料の控除額等を推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、当該記録を訂正する必要は認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を昭和49年2月1日に訂正することが必要である。

なお、昭和49年1月の標準報酬月額については、9万8,000円とすることが妥当である。

また、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年1月31日から同年2月1日まで

A社に昭和39年3月3日から49年1月31日まで勤務したにもかかわらず、ねんきん特別便によると申立期間について厚生年金保険の加入記録が無いこととされている。申立期間当時、自ら給与事務を担当しており、退職月である49年1月の厚生年金保険料を給与から控除した記憶があるので、申立期間について年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び申立てに係る事業所が保管する申立人の人事記録から、申立人が申立期間において同事業所に勤務していたことが確認できる。

また、申立人は、当時、給与事務を担当しており、同人が退職した昭和49年1月の厚生年金保険料を同月の給与から控除した旨主張しているところ、上記の人事記録から、申立人は同事業所において申立期間を含む長期にわたり総務・給与業務に従事していることが確認できる上、申立てに係る事業所は、月末日に退職する従業員については当該月の厚生年金保険料を給与から控除し、翌月1日付けで被保険者資格を喪失させるはずであり、申立人については、その後任者が誤って月末日付けで同資格を喪失させる旨の届出書を提出した可能性がある旨回答しており、申立人の主張に不自然さは見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

なお、昭和 49 年 1 月の標準報酬月額については、申立ての事業所に係る社会保険事務所（当時）の記録（昭和 48 年 12 月の標準報酬月額）から 9 万 8,000 円とすることが妥当である。

また、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、事業主が申立人に係る資格喪失日を昭和 49 年 2 月 1 日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年 1 月 31 日と誤って記録するとは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年 1 月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を昭和46年4月25日に訂正することが必要である。

なお、昭和46年4月の標準報酬月額については3万6,000円とすることが妥当である。

また、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年4月25日から同年5月1日まで

昭和43年5月にB社のグループ会社であるC社（現在は、D社）に採用され、48年2月に同じくグループ会社であるA社を退職するまで、両社のいずれかに継続して勤務していたので、申立期間について年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の供述から、申立人は、申立期間において勤務地及び業務内容に変更はない上、申立人が同じ部署で勤務していたとする従業員が申立てに係るグループ会社間を異動した際には厚生年金保険の被保険者資格が継続していることから判断すると、申立人が同グループ会社に継続して勤務し（C社からA社に転籍）、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

なお、C社に保管されている従業員台帳から、申立人は昭和46年4月24日付けで同社を退職しており、オンライン記録において、C社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は同月25日であることが確認できることから、申立人のA社における資格取得日は、同日とすることが妥当である。

また、昭和46年4月の標準報酬月額については、A社に係る社会保険事務所（当時）の記録（昭和46年5月の標準報酬月額）から3万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、既にA社は解散しており、これを推認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを推認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

岡山国民年金 事案 818

第1 委員会の結論

昭和59年6月から平成4年3月までのうち、申立人が免除申請したとする期間の国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年6月から平成4年3月までのうち、
申立人が免除申請したとする期間

知人からの勧めもあり、昭和59年6月から平成4年3月までに国民年金保険料に係る納付書と一緒に送られてきた保険料の免除に係る申請書により保険料の免除を3回申請したにもかかわらず、その期間がすべて未納となっているので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

国民年金保険料の免除を申請した時期、免除を受けた期間、その当時の住所、従事していた仕事（所得）等に関する申立人の記憶は曖昧である上、申立人に国民年金保険料の免除申請を勧めたとする知人のそれも曖昧である。

また、申立人が居住する市が保管する申立人に係る国民年金被保険者名簿には、「昭和59年4月9日不在確認」と記載されている上、申立期間の一部を含む昭和60年2月から平成5年1月までの申立人の住所は記載されておらず、同市がこの期間に申立人に対して国民年金保険料の免除に係る申請書を送付したとは考え難い。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたことを示す関連資料（日記等）は無く、これが免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 53 年 6 月から 54 年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 6 月から 54 年 9 月まで
昭和 53 年 5 月頃から勤務した事業所では、当初、厚生年金保険に加入していなかったため、妻が同月頃に市役所において国民健康保険と国民年金の加入手続を行い、それぞれの保険料を金融機関において納付書により納付したはずであるので、未納とされている申立期間について年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に参与しておらず、これを行ったとするその妻から聴取しても、国民年金に加入した時期、保険料を納付した状況（納付時期、納付金額等）に関する記憶は曖昧である。

また、国民年金手帳記号番号払出簿、申立人が居住する市が保管する国民年金被保険者名簿及び申立人が所持する国民年金手帳の記録から、申立人は、昭和 54 年 10 月頃に国民年金の加入手続を行い、53 年 6 月に遡って国民年金の被保険者資格を取得していると推認されるが、申立人の妻は、申立人に係る申立期間当時の国民年金保険料をまとめて納付したことはないと述べている。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、これが納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年1月から同年5月までの期間、同年9月から3年3月までの期間、4年4月から5年3月までの期間、8年12月から9年3月までの期間及び同年6月から同年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 43 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成元年1月から同年5月まで
② 平成元年9月から3年3月まで
③ 平成4年4月から5年3月まで
④ 平成8年12月から9年3月まで
⑤ 平成9年6月から同年12月まで

申立期間①、②及び③の国民年金保険料については、給与から工面して自分で納付しており、平成9年10月に市役所において納付済みとなっていることを確認したはずであるので、未納となっていることに納得できない。

また、申立期間④及び⑤の国民年金保険料については、平成9年10月に市役所において未納であることを確認しており、実家に戻った同年12月に、父親に工面してもらって納付したはずであるので、申請免除となっていることに納得できない。

未納又は申請免除とされている申立期間について年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人の国民年金手帳記号番号（保有する記号番号のうち、先に払い出されたもの）は、平成3年9月に払い出されており、申立人はこの頃に初めて国民年金に加入したと推認されるが、その時点では、申立期間①の国民年金保険料は時効により納付することができない上、これ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

2 申立人に係る申立期間②及び③当時の国民年金手帳記号番号（上記1の記号番号）は、申立人が当時居住していなかったその実家が所在する市で

払い出されており、申立人は国民年金の加入手続に関与していなかったものと考えられる。また、この記号番号の払出時期から、申立期間②の国民年金保険料は、過年度保険料となるが、申立人及びその父親は、その当時に保険料を遡って納付したことを記憶していない。

また、オンライン記録によると、平成3年8月から6年10月まで申立人の不在記録が確認でき、申立人に対して、申立期間③の国民年金保険料に係る納付書が発行されたとは考え難い。

- 3 申立人は、申立期間④及び⑤に係る国民年金保険料の免除を申請した記憶はないと述べているが、オンライン記録によると、申立期間④については平成9年1月26日に、申立期間⑤については同年7月1日に、それぞれ申請したことが記録されており、これらの免除に係る申請日、免除期間及び処理年月日の記載内容に不自然な点は認められない。

また、申請免除とされた期間の国民年金保険料を追納することは可能であるが、制度上、免除期間に係る保険料を追納する場合には先に経過した月の分から行うこととなっている。しかし、オンライン記録によると、申立期間④以前に追納することが可能な免除期間（平成3年4月から4年3月までの期間及び6年5月から7年10月までの期間）が存在しており、この期間の国民年金保険料を追納せずに申立期間④及び⑤の保険料を追納することはできない。

さらに、申立期間④及び⑤の国民年金保険料を工面したとする申立人の父親は、そのことを記憶していない。

- 4 申立期間は5回、合計47か月に及んでおり、これほどの複数回及び長期間にわたり行政側の記録管理に誤りが生じるとは考え難い。

また、申立人は国民年金の加入手続を行った時期及び国民年金保険料の額について具体的に記憶しておらず、申立期間当時の加入状況及び納付状況が不明である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、これが納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 5 これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年4月から58年7月までの期間及び60年1月から同年7月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和56年4月から58年7月まで
② 昭和60年1月から同年7月まで

二つの申立期間については、それぞれ、勤務していた事業所を退職した際に区役所において国民年金の加入手続を行い、納付書によりその窓口で国民年金保険料を納付したはずである。そもそも国民年金保険料が未納であれば督促されるはずであるが、督促を受けていない。未納とされている申立期間について年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号及び申立人が所持する年金手帳の記録から、申立人は、平成3年6月頃に国民年金の加入手続を行い、昭和55年4月に遡って国民年金の被保険者資格を取得しているものと推認される。しかし、この時点では、申立期間の国民年金保険料は時効により納付することができない上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらず、平成3年6月頃まで被保険者でなかった申立人に対して、申立期間の国民年金保険料に係る納付督促は行われなかったものと考えられる。

また、申立人は、申立期間に係る国民年金の加入手続及び保険料の納付状況（納付金額、納付場所等）についての記憶が曖昧である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、これが納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

岡山厚生年金 事案 1202

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 30 年 3 月 20 日から同年 8 月 1 日まで
② 昭和 32 年 4 月 1 日から同年 6 月 1 日まで

中学校を卒業した後、看護学校に通いながら、申立期間①においてA社（現在は、B社）で看護師見習いとして勤務しており、同学校を卒業した後に転職し、申立期間②においてC社（現在は、D社）で准看護師として勤務していたので、これらの期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人の同僚（当時）の証言から、申立人は、申立期間①のうち、昭和 30 年 4 月以降の期間についてA社において勤務していたことは推認できる。

しかしながら、B社は、「申立人の勤務期間及び厚生年金保険料の控除については不明である。」と回答している。

また、申立人がA社に同時に就職したとしている同僚（9人）も、申立人と同じく昭和 30 年 8 月に同事業所における厚生年金保険の被保険者資格を取得しており、同事業所の事業主は、必ずしも全ての従業員を採用と同時に厚生年金保険に加入させていたわけではなかったものと考えられる。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に、申立期間に係る申立人の記録は無い。

2 D社は、「申立期間当時とは経営主体が異なるため、当時の資料は無く、回答できない。」と説明しているとともに、申立人の同僚（当時）も、申立人のことを覚えていないと回答しており、申立人に係る申立期間②当時の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

また、申立人がC社における厚生年金保険の被保険者資格を取得した日と同日にこれを取得している同僚は、同事業所では、申立期間②当時、採用後数か月の試用期間が設けられており、この間は厚生年金保険に加入させていなかった旨回答していることから、同事業所の事業主は、必ずしも全ての従業員を採用と同時に厚生年金保険に加入させていたわけではなかつ

ったものと考えられる。

さらに、C社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に、申立期間に係る申立人の記録は無い。

- 3 申立人に係る申立期間①及び②の厚生年金保険料が給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、これをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 8 月 31 日から同年 9 月 1 日まで
昭和 55 年 4 月から A 社 B 部 C 課に技術補佐員として採用され、途中、同社 B 部 D 課に所属が変更されたものの継続して勤務しており、申立期間に係る厚生年金保険の加入記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

A 社が保管する人事記録から、同社 B 部 C 課の非常勤職員（日々任用）であった申立人は昭和 55 年 8 月 30 日に同事業所を退職していることが確認できる。

また、A 社 B 部における申立人の雇用保険の加入記録からも、申立人の上記事業所における勤務期間は、昭和 55 年 4 月 1 日から同年 8 月 30 日までであり、厚生年金保険の加入記録と一致する。

さらに、A 社は、申立人は、日々任用の非常勤職員であり、任用予定期間が昭和 55 年 8 月 30 日までであったため、同月 31 日は任用せず、同日付けで厚生年金保険の被保険者資格を喪失した届出を行ったと考えられる旨回答している。

加えて、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、申立期間において、厚生年金保険被保険者であったと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 3 月 17 日から 54 年 9 月 1 日まで

A社に営業職として勤務していた期間の厚生年金保険の加入記録をみると、標準報酬月額が実際の給与額と比べて低い額となっている。初任給でも10万円ぐらいあり、その後、給与は増額していったと記憶しており、それに見合った厚生年金保険料を控除されているはずなので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、初任給については月額10万円ぐらいであったとしているが、申立期間における給与明細書等を所持しておらず、その後の報酬月額や厚生年金保険料の控除額等が確認できない。

また、申立てに係る事業所は、申立人の報酬月額及び厚生年金保険料の控除額を確認できる資料として保管しているのは、申立人が被保険者資格を取得した際の「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」のみである旨回答しているが、同通知書に記載されている標準報酬月額は、オンライン記録と一致している。

さらに、申立てに係る事業所が加入している厚生年金基金及び健康保険組合が保管する標準報酬月額に係る記録も、オンライン記録と一致している。

加えて、申立人と同時に採用され、年齢が同じ同僚（複数）の資格取得時の標準報酬月額は申立人と同額で、その後の標準報酬月額の推移にも大きな差はみられない。

このほか、申立期間において、申立人がその主張する標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を控除されていたことを推認できる関連資料等は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

岡山厚生年金 事案 1211 (事案 432 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額記録については、訂正する必要は認められない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年7月1日から63年3月31日まで

A社に勤務していた申立期間について、給与明細書上の給与支給額と比べて社会保険庁(当時)に記録されている標準報酬月額が相違しているので、記録の訂正を求めたが、認められなかった。

この度、申立てに係る事業所が加入している企業年金基金から入手した標準報酬月額記録表及び年金事務所から入手した標準報酬月額と給与明細の支給額との相違についてとの文書から、社会保険庁に記録されている標準報酬月額が誤りであると判断できるので、申立期間について年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人が所持している給与明細書に記載されている俸給額等から、社会保険庁に記録されている標準報酬月額が国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第105号)に基づき定められた計算方法により適法に決定されているなどとして、既に当委員会の決定に基づく平成21年9月3日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、当委員会の決定後に申立てに係る事業所が加入している企業年金基金及び年金事務所から入手した文書をもって、新たな事情として申し立てているが、これらの文書の内容は、当委員会の上記通知と同じ主旨であり、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらない。

このほかに、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人の申立期間における標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

岡山厚生年金 事案 1212 (事案 76 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和26年4月頃から27年3月頃まで
② 昭和29年6月頃から同年8月19日まで

申立期間①についてはA社に、申立期間②についてはB社に、それぞれ勤務していたので、厚生年金保険の記録の訂正を求めたが認められなかった。

この度、名前を思い出した当時の同僚(複数)に連絡をとったところ、私が勤務していたことを覚えていたので、同僚から事情を聞いて申立期間について年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立てに係る事業所は厚生年金保険の適用事業所となっていない、ii) 申立内容を確認できる関連資料、周辺事情は見当たらないなどとして、既に当委員会の決定に基づく平成20年7月25日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、申立期間①に係る事業所の同僚(当時)3人の名前を挙げているが、この3人は当時の厚生年金保険の被保険者記録が無い上、連絡のとれた二人からは申立人に係る申立期間①における厚生年金保険料の控除の事実をうかがわせる証言が得られなかった。

また、申立期間②に係る事業所の同僚(当時)として名前を挙げた6人は既に死亡、又は連絡先が不明であるため事情を聴取することができず、申立人の申立期間②における勤務の実態及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

このほかに、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

岡山厚生年金 事案 1213

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 35 年 3 月 1 日から 36 年 3 月 1 日まで
② 昭和 38 年 8 月 1 日から 40 年 8 月 1 日まで

申立期間①については、A社に勤務し、申立期間②については、その当時の同僚が設立したB社に勤務していたので、申立期間について年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人の同僚（当時）の証言から、申立人が申立期間①においてA社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社が初めて厚生年金保険の適用事業所となったのは、申立期間①の中途の昭和 35 年 10 月 1 日である。

また、上記の同僚からは、申立人に係る厚生年金保険の加入、保険料控除についての証言を得ることはできない上、A社は昭和 39 年に適用事業所ではなくなっており、当時の事業主の連絡先も不明であるため、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料の控除に関する事実を確認することができない。

2 B社が初めて厚生年金保険の適用事業所となったのは、申立期間②後の昭和 40 年 8 月 1 日である。

また、申立人が申立期間②においてB社で一緒に勤務していたとして名前を挙げた同僚及び同事業所が適用事業所となった際に厚生年金保険の被保険者資格を取得している従業員からは、申立人の申立期間②における勤務の実態及び厚生年金保険料の控除の事実をうかがわせる証言を得ることはできなかった。

さらに、B社は、平成 14 年に適用事業所ではなくなっており、事業主も既に死亡している上、当時の事務担当者とも連絡がとれないことから、申立人の申立期間②に係る勤務の実態及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

加えて、申立人に係るB社における雇用保険の加入記録は、厚生年金保

険の加入記録と一致している。

- 3 申立人に係る申立期間の厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

岡山厚生年金 事案 1214

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 33 年 6 月 18 日から同年 8 月頃まで
② 昭和 33 年 8 月頃から 34 年 3 月頃まで

申立期間①においては、A社の社員寮に居住し、同社に勤務していた。申立期間②においては、同社に勤務していた同僚の紹介でB社（現在は、C社）に勤務していた。両社は、いずれもD社の業務を下請けしており、班体制によりガスの配管工事に従事していた。勤務期間中は、給与から厚生年金保険料が控除されていたと思うので、申立期間について年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人が昭和 33 年 6 月にA社の所在地に住所地を異動していることが戸籍の附票により確認できることから、申立人が申立期間当時に同社の業務に従事していたことは推認できる。

しかしながら、A社は昭和 52 年に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主の連絡先も不明であるため、申立人の雇用形態、勤務期間及び厚生年金保険料の控除に関する事実を確認することができない。

また、申立人が同じ班で勤務していたとして名前（姓のみ）を挙げた同僚もA社における厚生年金保険の被保険者記録は無い。

さらに、A社における厚生年金保険の被保険者（当時）から、申立人が申立期間①の厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる証言を得ることはできなかった。

2 C社は、申立期間②に係る関係資料が無く、申立人が同事業所における厚生年金保険の被保険者であったか否かは不明である旨回答しており、同期間に係る申立人の勤務実態及び保険料控除に関する事実を確認することができない。

また、申立人が名前（姓のみ）を挙げた所属班の班長と推認される者は既に死亡している上、C社における厚生年金保険の被保険者（当時）から、

申立人が申立期間②の厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる証言を得ることはできなかった。

3 申立人に係る申立期間の厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。